

別添 2

<広島大学女性科学技術フェロースhip制度による支援の概要>

1. 理工系女性 M2 奨学生及び理工系女性リサーチフェロー(以下「理工系女性リサーチフェロー等」という。)への支援

(1)生活費相当の研究専念支援経費として、理工系女性 M2 奨学生には、月額 7.5 万円を支給します。原則として 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月に 2 か月分を支給します。

(2)理工系女性M2奨学生が本学の博士課程後期に進学した場合、理工系女性リサーチフェローとして支援を継続し、原則として3年間、生活費相当の研究専念支援経費として、月額15万円を支給します。原則として 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月に 2 か月分を支給します。

(3) 理工系女性 M2 奨学生には、研究費として、研究専念支援経費支給の期間、24万円以内(令和5年度は16万円以内)を配分します。

理工系女性リサーチフェローには、研究費として、研究専念支援経費支給の期間、各年度42万円以内を配分します。

(4)理工系女性リサーチフェロー等が、出産・育児・傷病等により研究の継続が困難となった場合は、個別の事情を確認して支援の方法を判断します。

(5)研究専念支援経費は、雑所得として課税対象となり、理工系女性リサーチフェロー等自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。また、扶養義務者(親等)の扶養に入っている方は、扶養から外れる可能性があります。研究専念支援経費が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。

(6)理工系女性リサーチフェロー等には、HIRAKU-PF(若手研究人材専用ポートフォリオ)の活用による能力開発と各人が目指すキャリアの実現を支援します。また、研究効率向上のため、さらに研究証跡の記録のための、研究データや関連資料を適正に管理するためのシステムの活用支援を行います。

(7)理工系女性リサーチフェロー等には、毎年度活動実績の報告書と、次年度の計画書を提出していただきます。

2. 理工系女性リサーチフェロー等の取消

理工系女性リサーチフェロー等が以下のいずれかに該当した場合は、理工系女性リサーチフェロー等を取り消し、研究専念支援経費の支給及び研究費の配分を中止します。

(1) その年の 1 月から 12 月までの間に一定の収入(年 240 万円以上)がある場合。なお、給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含みません。

(2)日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。

(3)研究計画の遂行状況または理工系女性リサーチフェロー等としての義務の履行状況が不十分と認められる場合。

(4)本人から辞退の申し出があった場合。

- (5)休学した場合。ただし、出産・育児・疾病等の場合は、支給を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断します。
- (6)退学した又は除籍となった場合。
- (7)応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- (8)その他学長が取り消すべき事由があると判断した場合。

3. 研究専念支援経費・研究費の返還

早期修了や支援の取消し等により支援期間が短縮される場合、支援を終了する時点で研究専念支援経費の支給を停止し、超過して支給している場合には、超過額を返還いただきます。また、研究費についても支援期間を短縮した月数に応じて按分した金額を返還いただきます。

4. その他

- (1)研究活動に支障がない範囲で、TA, RA 等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。
- (2)理工系女性リサーチフェロー等に採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3)申請書等に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考及び受入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。
- (4)修了後のキャリアに関する追跡調査をはじめ、各種調査にご協力ください。